

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

猪苗代町水環境保全計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

福島県耶麻郡猪苗代町

3. 地域再生計画の区域

福島県耶麻郡猪苗代町の全域

4. 地域再生計画の目標

猪苗代町は、福島県のほぼ中央に位置し、人口16,272人(平成22年3月31日現在)、面積395.0km²、磐梯朝日国立公園のシンボルといえる秀峰会津磐梯山と猪苗代湖を有する農業と観光の町である。標高は500mを超え、猪苗代湖の北岸を沿うようにして東西に磐越自動車道、国道49号、JR磐越西線が走り、JR猪苗代駅から北に向かって中心市街地が形成されている。

磐梯山の雄大な姿を映し出す猪苗代湖は、淡水湖としては国内第3位の面積を有し、その水質は幾年にも渡って最高の評価を得ていたが、近年は水質環境基準が未達成となるなど水環境の悪化が憂慮される状態が見られるようになった。

町では、平成19年度から第6次振興計画をスタートさせ「豊かな自然とすべての命を大切にす活気あるまちづくり」を基本理念に、「人が、自然が、歴史と文化が、そして未来が耀く猪苗代」を将来像に据えて各種施策を展開しているところであるが、基本理念の冒頭にあるように、当町の恵まれた自然環境を大切に後世に伝え残すことを町の重点施策として位置づけている。

これらのことから、当町では水環境保全の一環として生活排水対策に取り組み、昭和55年度から町中心部で公共下水道事業を、平成2年度から猪苗代湖畔ほか1地区で特定環境保全公共下水道事業を、平成7年度からは中心部周辺の農村地域4地区で農業集落排水事業に着手するとともに、平成9年度からは合併処理浄化槽の個人設置型事業を展開しており、さらに「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」が平成19年度から施行され、下水道処理場からの放流水質規制が強化されたことに伴い、窒素及びリンを除去する高度処理設備を導入している。

平成21年度までの下水道と浄化槽の汚水処理人口普及率は77.9%にまで達しているが、当町の排水路はその全てが猪苗代湖に流入していることから、汚水処理施設を早期に整備することが求められている。具体的な整備手法としては、市街地及び観光地とその周辺地域に国土交通省事業による公共下水道、それ以外の地域に農業集落排水施設と合併浄化槽を整備することで、地域特性にあった経済的かつ効率的な整備を図るものとする。

さらに、前述の振興計画における町の将来像の実現に向けた各施策を展開しながら、自然と共生した快適な住環境を整備して様々な「耀く」まちづくりを目指す。

「目標 1」 汚水処理施設の整備促進

→ 農業集落排水施設、浄化槽(個人設置型)及び公共下水道(特環を含む)の3施設の整備により、汚水処理人口普及率を平成21年度末の77.9%から平成25年度末までに6.0%向上させる。

「目標 2」 猪苗代湖の水質改善

→ 猪苗代湖の水質低下は、生活排水、農業排水や自然条件の変化など様々な原因が考えられるが、一因となっている生活排水対策を講ずることにより、当町が位置する猪苗代湖北岸のCOD(全層年間75%値)を、平成21年度の1.4mg/lから平成25年度までに1.3mg/l以下に改善を図る。

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

平成23年度から山潟地区で農業集落排水事業を、平成24年度から汚水集合処理計画区域を除く町全域で個人設置型浄化槽設置事業を実施することで、別途実施する公共下水道との相乗効果により、公共用水域の水質悪化の一因でもある生活排水を適切に処理するとともに、末流となる猪苗代湖の水環境の改善を図る。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

農業集落排水事業については、平成19年3月に国より事業採択の通知を受けている。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

[事業主体]

- ・猪苗代町

[施設の種類]

- ・農業集落排水施設、浄化槽(個人設置型)

[事業区域]

- ・農業集落排水施設 猪苗代町山潟地区
- ・浄化槽(個人設置型) 猪苗代町全域(ただし、下水道認可区域及び農業集落排水事業の採択地区を除く)

[事業期間]

- 農業集落排水施設 平成23年度～平成25年度
- 浄化槽(個人設置型) 平成24年度～平成25年度

[整備量]

- ・農業集落排水施設 $\phi 100 \sim 150$ mm、L = 1,589 m
- ・浄化槽 64基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

- 農業集落排水施設 山潟地区で370人
- 浄化槽(個人設置型) 下水道認可区域及び農業集落排水事業の採択地区を除く町全域で260人

[事業費]

- 農業集落排水施設 事業費 140,000 千円(うち、交付金 70,000 千円)
- 浄化槽(個人設置型) 事業費 46,403 千円(うち、交付金 15,467 千円)
- 合計 事業費 186,403 千円(うち、交付金 85,467 千円)

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、猪苗代湖及びその周辺水辺の水環境保全のため、町が事業主体となり次の事業を実施するものとする。

- ①国土交通省の下水道事業を併せて実施し、住環境の整備と公共用水域の水質保全を図る。
- ②汚水の集合処理は、施設整備後に使用を開始して初めて事業効果を発揮するものであることから、広報誌への記事掲載や戸別訪問の実施などの普及啓発活動に努める。
- ③浄化槽の機能を維持し、適正な放流水質を保つために不可欠である維持管理に要する経費の一部について、浄化槽の設置(管理)者に対して助成措置を講ずる。

6. 計画期間

平成23年度～平成25年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に4に示す数値目標に照らして状況を調査、評価し、その結果を公表する。
具体的には、既設の「猪苗代町公共事業評価委員会」において評価を行い、ホームページ等で公表する。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

整備された污水处理施設のうち浄化槽については、適切に維持管理がなされているかを浄化槽法による法定検査結果報告書等に基づいて調査し、必要に応じて浄化槽管理者に対して適切な措置を講ずるよう指導を行う。